

令和2年度

第9回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月7日(月)午前10時00分
場 所 豊後高田市役所高田庁舎
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員

筒井正之委員 岩坂信也委員 羽矢勝幸委員
平田富和委員 秋成淳委員

事務局職員

5名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔
真玉分室長 植田克己 香々地分室長 大力 雅昭

会議に付した事件

- 議案第57号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第58号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第59号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第60号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第62号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第63号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>第9回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員13名、委員全員の出席を頂いております。従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>ただいまから、令和2年度第9回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p>
議長	<p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p>
議長	<p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p>
議長	<p>よって議事録署名委員に、7番：河野孝也委員及び8番：野間保広委員にお願いします。</p>
議長	<p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p>
議長	<p>議案第57号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第57号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。</p>
事務局	<p>申請番号49番、所在が[■]字[■]番[■]外[■]筆で、地目は畠、合計面積が2,915m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、渡人と受人は[■]にあります。</p>
事務局	<p>申請番号50番、所在が[■]字[■]番で、地目は田、面積が807m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p>
事務局	<p>申請番号51番、所在が[■]字[■]番[■]で、地目は畠、面積が101m²、渡人が[■]の[■]さん、受人が[■]の[■]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、本件の農地は、渡人が申請人となり、平成8年8月20日付けで農地法第3条第1項の許可を得て、受人の父に譲り渡していましたが、所有権登記をしていなかったとのことで、現在、受人の父が亡くなっているため、</p>

改めて農地法第3条第1項の許可を得て、受人に所有権移転するものです。

申請番号52番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は畠、面積が718m²、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号53番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は畠、面積が1,906m²、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号54番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番外[REDACTED]筆で、地目は畠、合計面積が3,754m²、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

なお、申請番号53番と54番については、受人が28年ほど前から耕作しており、今回その農地を取得することになったということです。

申請番号55番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は田、面積が1,642m²、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

尚、受人は、市内の実家に定期的に帰省しており、通作について問題ないと考えられます。

申請番号56番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は田、面積が593m²、渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん、受人が[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。よろしくお願ひします。

議長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第58号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局 はい。農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の4ページからです。尚、

申請地につきましては、お手元の地図と合わせてご確認をいただきたいと思います。

申請番号 19 番、申請地は [] 字 [] 番 [] 筆で、地目は田、合計面積が 1,335 m² の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。都市計画の用途区分は、第 1 種住居地域に該当します。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

[] を [] に入り、[] を [] に約 [] m の場所に位置し、東が [] 、北と西と南を [] に接しています。

転用者は [] で太陽光発電事業を行う [] で、今回土地を取得し、事業面積 1,335 m² に太陽光パネル [] 枚、施設面積 [] m² 、総出力 [] kw の太陽光発電施設を設置する計画です。盛土等は行わず、現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透のほかオーバーフローについて南側に設置する素掘りの側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [] 円であり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和 3 年 3 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 20 番、申請地は [] 字 [] 番 [] で、地目は畠、面積が 1,095 m² の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用目的は農家住宅用地です。

申請地は、[] 横の [] から [] を経由して [] に入り約 [] m の場所に位置し、南に [] 、周囲を [] に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は [] の [] で、農業後継者となるため、実家の近くに建築面積 [] m² の [] 建て住宅と建築面積 [] m² の農業用倉庫を建築する計画です。

申請地の一部には、地区の [] を市が設置していますが、現状のまま申請者が引継ぎ、引き続き地区の [] として使用する予定です。

盛土等は行わず、現状のまま整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、境界から距離をとって建築するので、日照・通風には影響はない

考えられます。

雨水排水につきましては、自然浸透と合わせ住宅分は集水し、南側市道横の側溝に放水し、生活雑排水につきましては、南側の公共下水道へ接続し放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として [REDACTED] 円を見込んでおり、すべて融資で賄う予定で、それを満たす金融機関の融資可能証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和3年11月1日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

申請番号21番、申請地は[REDACTED]字[REDACTED]番、地目が田で、面積が916m²、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

[REDACTED]から[REDACTED]に入り約 [REDACTED]mの場所にあり、北に[REDACTED]、東を[REDACTED]、南と西を[REDACTED]に接しています。

転用者は[REDACTED]で太陽光発電事業を行う[REDACTED]で、今回、土地を取得し総面積916m²に太陽光パネル[REDACTED]枚、施設面積[REDACTED]m²、総出力[REDACTED]kwの太陽光発電施設を設置する計画です。盛土等は行わず、現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については、自然浸透のほかオーバーフローについては東側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は[REDACTED]円であり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費に見合う金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地

	に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。
議長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであります、ここで地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 19 番及び申請番号 21 番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。</p>
筒井正之 推進委員	<p>はい。この案件につきましては私と事務局で現地確認を行ったところ、まず議案第 58 号の 19 番については、申請農地周辺は住宅化が進んでおり当該農地については耕作放棄地で、状況としては作付け、維持管理が困難な状況であると思います。次に 21 番ですが、この案件につきましても私と事務局で現地確認を行いました。現在、申請地周辺には太陽光発電施設が設置されておりまして、隣接する当該農地は農作面積もあまり大きくなく、周りは竹が茂っている状況であります。今後の作付けや維持管理についても困難な状況であります。合わせてご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野利治委員からも意見があればいただきたいと思います。</p>
3 番： 河野委員	<p>はい。今、事務局並びに筒井推進委員からの説明があったとおり、この 2 件の案件については特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に、申請番号 20 番につきまして、平田富和推進委員から意見をお願いします。</p>
平田富和 推進委員	<p>先月 11 月 24 日、事務局さんと現地確認をしました。集落の少し外れになるんですけど、特に問題はございません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 9 番：宗委員からも意見があればいただきたいと思います。</p>
9 番： 宗委員	<p>事務局と現地視察に行ってまいりましたけれども、周辺は畠で隣接したところからは離れたところに建てるということで、特に問題はないという風に考えられます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>

	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。</p> <p>申請番号 5 番、申請地は [] 字 [] 番 []、地目は畠で、面積が 254 m² の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。</p> <p>転用目的は個人住宅用地です。</p> <p>[] から [] に約 [] m の場所に位置し、北と東を []、南と西を [] と接しています。</p> <p>利用計画についてですが、申請者は申請地の東側の宅地に平成 27 年 3 月に住宅を新築した後、隣接している [] が所有する申請地に玄関スロープ等を建設してしまったとのことで、本件は追認案件となります。</p> <p>なお、申請者から本件の顛末を記載した始末書が提出されています。</p> <p>盛土等は行わず、現状のまま整地しており、土砂の流出等の恐れはありません。</p> <p>農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、工事費として [] 円でしたが、既に自己資金で支払済であります。</p> <p>本件は追認案件であり、転用行為はすでに完了しております。</p> <p>許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの(イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上です。</p>
議長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります羽矢勝幸推進委員から意見をいただきたいと思います。
羽矢勝幸 推進委員	はい。現地を確認した結果、問題ありません。

議長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました6番：神田委員からも意見があればいただきたいと思います。
6番： 神田委員	はい。特に問題ありませんでした。以上です。
議長	ありがとうございました。 これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 次に、議案第60号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第60号、農用地利用集積計画の決定について議案書の8ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号7番、所在が[]字[]番で、地目が田、面積が1,089m ² 、渡人が[]の[]さんです。 本件は、大分県農業農村振興公社がいったん農地保有し、今後、農地売買支援事業により地域の担い手へ売却を予定するものです。以上であります。
議長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第61号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の26ページです。

事務局	<p>議案第 61 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 26 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の中計で、利用権設定等の田の面積が 89,779 m²、畑の面積が 77,237 m² の合計面積が 167,016 m² で、利用権を設定する農家数 60 戸、利用権の設定等を受ける農家数 26 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 108,765 m²、使用貸借に係る面積 58,251 m² です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 9 ページから記載していますのでご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 62 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてですが、資料の 1 ページ目がありませんが・・・</p>
事務局	<p>印刷が漏れておりました。今からコピーをしてまいります。申し訳ございません。</p>
議長	<p>では、この議案は一旦保留にして、後ほど審議したいと思いますので、次に行きます。</p> <p>次に、議案第 63 号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 63 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 28 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 18 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆、地目は畑で、合計面積 3,243 m²、申請人は [] の [] さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 60 年頃にみかんの生産をやめた後、手つかずとなり山林化してしまったということです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 19 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆、地目は田及び畑で合計</p>

	<p>面積 2,905 m²、申請人は [] の [] さんです。</p> <p>申請の内容は、平成元年 3 月頃に土地を管理していた [] が高齢のため農作業ができなくなった後、非農地化してしまったというものです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。現在、申請のとおり原野及び山林化しており、非農地として認められると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 18 番につきまして、岩坂信也推進委員から意見をお願いします。</p>
岩坂信也 推進委員	<p>この件につきましては、11 月 24 日に事務局並びに川野元委員と現地を確認させていただきました。特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 4 番：川野元委員からも意見があればいただきたいと思います。</p>
4 番： 川野元委員	<p>はい。土地の境界が分からぬほど山林化しており、問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に、申請番号 19 番につきまして、秋成淳推進委員から意見をお願いします。</p>
秋成淳 推進委員	<p>11 月 24 日に事務局と現地の調査をいたしました。周りの荒れた土地など機械が入らないような土地ばかりで、農地としてはどうしても使えないのではないかということで非農地にしてはどうかと私も思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

	報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	<p>報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。29ページになります。</p> <p>届出番号20番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番外[REDACTED]筆、地目が畠で、合計面積が1,625m²で、貸人が[REDACTED]の[REDACTED]さんで、借人が大分県農業農村振興公社です。解約事由については、貸し人の都合で合意解約するものです。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>ないようですので、次に、報告事項（2）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（2）、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。30ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、株式会社[REDACTED]、農事組合法人[REDACTED]、有限会社[REDACTED]、株式会社[REDACTED]であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布しております別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>はい。無いようですので、遡りまして、改めて議案第62号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第62号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布しております別紙A3用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の21ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。</p> <p>最初に、印刷の漏れておりました先程配布したページをご覧いただきたい</p>

と思います。

借受者、[REDACTED]さんに4件の合計面積が4,064m²の貸し付けが示されています。

次に、お配りしていた別紙の貸付調書の最初のページです。借受者、[REDACTED]さんに2件の合計面積4,064m²の貸し付けが示されています。

次のページで[REDACTED]さんに1件の面積が1,931m²の貸付がしめされています。

次のページで[REDACTED]さんに1件の面積が2,093m²の貸付がしめされています。

次のページで[REDACTED]さんに1件の面積が606m²の貸付がしめされています。以上であります。

議長

はい。ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

以上で、本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第9回総会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時40分
令和2年12月7日